

(別添 2)

令和 8 年度関東環境局における地域連携共創 (KANTO Sustainable Business Network)
構築業務の企画書審査の手順

1 企画書審査委員会による審査

関東環境局内に設置する「令和 8 年度関東環境局における地域連携共創 (KANTO Sustainable Business Network) 構築業務に係る企画書審査委員会」(委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。)において、提出された企画書等の内容について、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委員長 関東環境局環境対策課長代理

委員 関東環境局環境対策課課長補佐 (企画担当)

関東環境局地域脱炭素創生室課長補佐 (総括担当)

関東環境局環境対策課係長 (企画担当)

* 委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課 (室) の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「令和 8 年度関東環境局における地域連携共創 (KANTO Sustainable Business Network) 構築業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添 3) に基づき委員ごとに採点する。

【採点基準】	5 点満点	1 0 点	1 5 点	2 0 点	2 5 点
・ 秀	5 点	× 2	× 3	× 4	× 5
・ 優	4 点				
・ 良	3 点				
・ 準良	2 点				
・ 可	1 点				
・ 不可	0 点				

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数と同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を関東環境局長へ報告し、関東環境局課長代理を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。